において、監理技術者又は主任技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって参加資格確認申請書を提出することは差し支えないが、いずれの候補者についても下記に示す資格を有していなければならない。

a　建築工事

i　一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣若しくは建設大臣が一級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者をいう。

ii　監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。

・募集要項等の公表日から起算して過去10年間に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者

・募集要項等の公表日から起算して過去10年間に監理技術者講習を受けた者であって、指定講習受講修了証を有する者

b　電気設備工事

i　一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（「技術士法」（昭和58年４月27日法律第25号。）による第二次試験のうち、技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気電子部門」又は「建設部門」に係るものとする者に限る。）に合格した者）又は国土交通大臣若しくは建設大臣が一級電気工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者をいう。

ii　監理技術者にあっては、上記建築工事と同じ。

c　機械設備工事

i　一級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（「技術士法」（昭和58年４月27日法律第25号）による第二次試験のうち、技術部門を機械部門（選択科目を「流体工学」又は「熱工学」とする者に限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体工学」、「熱工学」、「上下水道部門」又は「衛生工学部門」に係るものとする者に限る。）に合格した者）、「技術士法施行規則の一部を改正する省令」（平成15年８月18日文部科学省令第36号）による改正前の技術士（「技術士法」による第二次試験のうち、技術部門を機械部門（選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とする者ものに限る。）、水道部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体機械」、「暖冷房及び冷凍機械」、「水道部門」又は「衛生工学部門」に係るものとする者ものに限る。）に合格した者）又は国土交通大臣若しくは建設大臣が一級管工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者をいう。

ii　監理技術者にあっては、上記建築工事と同じ。

③　工事監理に当たる者は、以下の要件を満たすこと。

ア　理研又は文部科学省の一般競争参加資格において2025・2026年度設計・コンサルティング業務に係る参加資格の認定を受けていること。

イ　「建築士法」（昭和25年法律第202号）に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

ウ　本施設の工事監理を行う企業のうちいずれか１社は、㋐又は㋑のいずれかの要件を満たすこと。

㋐　募集要項等の公表日から起算して過去15年間に、合計計画電力20MW以上のデータセンターの建屋の工事監理実績を有していること。

㋑　募集要項等の公表日から起算して過去15年間に、床面積5,000㎡以上のデータセンターの建屋の工事監理実績を有していること。

エ　本施設の工事監理を行う者は、以下の要件を満たす担当者を配置すること。

㋐　募集要項等の公表日から起算して過去15年間にデータセンター建屋の工事監理業務の実績を有する管理技術者を１名以上配置すること。

㋑　参加表明書及び参加資格確認申請書の提出時点において記載を求める管理技術者及び各主任担当技術者は、原則としてそれぞれ１名である。ただし、提出時点において、管理技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって参加資格確認申請書を提出することは差し支えないが、いずれの候補者についても要件を有していなければならない。

④　維持管理に当たる者は、以下の要件を満たすこと。

ア　全省庁統一資格又は理研において2026年度に「役務の提供等」のA、B又はCの等級に格付けされている者であること。

イ　本施設の維持管理を行う企業のうちいずれか１社は㋐又は㋑、いずれかの要件を満たすこと。下記「維持管理業務の実績」は、建屋及び設備の保守管理業務等を想定する。

㋐　募集要項等の公表日から起算して過去15年間に、合計計画電力20MW以上の建屋の維持管理業務の実績を有していること。

㋑　募集要項等の公表日から起算して過去15年間に、床面積5,000㎡以上のデータセンターの建屋の維持管理業務の実績を有していること。

ウ　本施設の維持管理を行う者は、以下の要件を満たす担当者を配置すること。下記「維持管理業務の実績」は、建屋及び設備の保守管理業務等を想定する。

㋐　募集要項等の公表日から起算して過去15年間にデータセンター、ネットワークセンター、研究施設いずれかの建屋の維持管理業務の実績を有する担当者を１名以上配置すること。

⑷　応募資格の確認等

①　参加資格確認基準日は、参加表明書の受付締切日とする。

②　参加資格の確認後は、応募者の構成企業の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情（合併、倒産等）が生じ、応募者の構成企業を、提案書の提出期限の日までに変更（構成企業の削除及び追加又は予定業務の変更を含む。）しようとする者にあっては、理研と事前協議を行い理研の承諾を得るとともに、変更後において前記⑴から⑶に示す参加資格を満たすことが確認できる場合に限り、構成企業の変更をすることができる。なお、この場合においては、速やかに、「応募者の構成企業並びに協力企業の変更届」を理研に提出すること。

③　参加資格の確認後も、協力企業は理研と協議を行い、理研の承諾を得ることにより追加・変更（協力企業の削除及び追加又は予定業務の変更を含む。）することができる。なお、この場合においては、速やかに、「応募者の構成企業並びに協力企業の変更届」を理研に提出すること。

⑸　提案書の提出者を選定するための基準

参加資格確認審査

①　参加資格の確認審査は、応募者が備えるべき参加資格に関する要件（２⑴から⑷の要件）を満たしているかどうかの確認審査を行う。１項目でも当該要件を満たしていない場合は欠格（参加資格がない）とする。

②　また、参加資格があると認められた応募者であっても、応募企業及び構成員並びに協力企業のいずれかが、提案書の提出時点において２⑵及び⑶に示す要件を一つでも満たさない場合には、参加資格がない者に該当するので、当該応募者の提案書の提出は認められない。

⑹　提案書を特定するための評価基準　提案内容審査の評価項目等は優先交渉権者決定基準において提示する。